

# 千葉市新庁舎整備基本設計方針の概要について

## 作成の趣旨

基本設計を円滑に行うことを目的として、千葉市新庁舎整備基本計画に基づき、新庁舎の配置場所及び空間構成について整理するなど、基本計画を補完するために作成したものです。

## 1 新庁舎の配置場所

○「配置場所3（みなと公園・プロムナード側）」とします。

### 配置場所の選定理由

- ア 本庁舎へのアクセス性
- イ 本庁舎敷地の将来利用
- ウ 本庁舎周辺エリアのまちづくりへの寄与



### 基本設計の方向性

- ア 来庁者の利便性向上のための機能配置
- イ 周辺環境を活かした建築計画
- ウ 施工性への配慮
- エ 本庁舎敷地の利用

凡例：▲ 自動車の出入口

## 2 新庁舎の空間構成

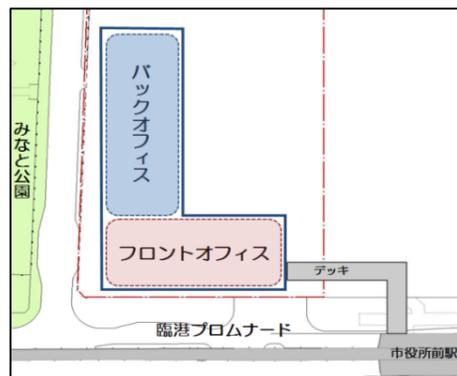
### (1) 平面的な空間構成

新庁舎は、政令指定都市の本庁舎としての機能を

- ・臨港プロムナードに面する部分 と
- ・みなと公園に面する部分

に分けてゾーニングすることを基本とします。

- ア 臨港プロムナードに面する部分  
「フロントオフィス」として、来庁者向けに本庁業務のワンストップ性が発揮できるよう、窓口機能を中心に配置。
- イ みなと公園に面する部分  
「バックオフィス」として、通常時における市政運営の拠点・非常時における総合防災拠点としての機能を中心に配置。



### (2) 立面的な空間構成

平面的な空間構成を踏まえ、建物の立面的な特性に合わせて機能配置することを基本とします。

#### 《上層階》

- 特性
  - ・建物を象徴する部分で、機能配置上独立性を確保しやすい
  - ・自然採光や柱のない大空間を確保しやすいなど、設計の自由度が高い
- 配置機能
  - ・議会機能を配置
  - ・行政機能との区分を明確化

#### 《3階以上のフロア》

- 配置機能
  - ・執務機能を中心に配置
  - フロントオフィス：窓口利用の多い執務機能を配置  
来庁者との会議スペースを確保
  - バックオフィス：通常時の市政運営の拠点機能を配置  
非常時の総合防災拠点機能を配置  
機械室をはじめ建物の機能を維持する諸室を配置
- 非常時利用
  - ・フロントオフィス・バックオフィスともに、適切かつ迅速に非常時に必要となる様々な業務が担えるよう配慮

#### 《1・2階》

- 特性
  - ・すべての建物利用者が1階又は2階から入館。
- 配置機能
  - ・来庁者の円滑な利用に必要な機能配置：ロビー、総合案内など
  - ・来庁者利用が多い機能配置：市民センター、市政情報室など
  - ・目的地までわかりやすく円滑に移動できる動線確保
- 非常時利用
  - ・ロビーなどの大空間を活用し、一時的な避難者の受け入れや応急・復旧時の作業スペース、周辺企業・団体等との連携などのスペースとして活用

## 3 新庁舎の規模の精査

基本計画において設定した規模（5万㎡）について、執務室検討調査の結果や、職員数（平成27年4月1日時点）の時点修正などを踏まえ、49,000㎡とします。

区分	面積 (㎡)
執務面積	15,750
議会面積	2,600
作業面積	7,900
共用面積	4,700
設備面積	4,250
交通部分	13,800
合計	49,000